平成２９年（フ）第５９号
鹿児島県肝属郡肝付町富山929番地１　ＡＤＶＡＮＣＥ
債務者　西　荘一郎
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
鹿児島県鹿屋市田崎町2233番地15　ホワイトアパート202号
債務者　渕　　信幸
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中区葵東２丁目５番５号　ミスティハーブＷ－１
債務者　柳舘　政安
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
静岡県浜松市天竜区緑恵台556番地の217、前住所静岡県磐田市見付544番地14
債務者　片山百合子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
北海道深川市納内町３丁目３番27―203号
債務者　松田さゆり
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１７号
北海道旭川市神居５条12丁目１番２―3103号
市住　神居団地３号棟　3103号
債務者　多田　良惠
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３７号
栃木県宇都宮市今泉町2543番地118　フラットユーアイ201号
債務者　高橋　友子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５９号
栃木県宇都宮市中央３丁目３番３号　ＪＳＬ中央ビル503、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2823番地19　コーポルミエール205
債務者　落合　美月
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３６３号
栃木県河内郡上三川町大字磯岡337番地22
債務者　徳澄　宏則
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７２号
栃木県那須塩原市末広町64番地17　平山ビルデンス202号
債務者　大柳　　拓
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７６号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4656番地　レオパレスあたご203、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢4029番地28
債務者　高橋　良輔
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７７号
栃木県宇都宮市川田町884番地　テンローズ106　406号室
債務者　有坂　秀一
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３８３号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目187番地５
債務者　齋藤　　篤
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４９号
岡山県備前市伊部1121番地25
債務者　西山　和美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２８年（フ）第４９７２号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目14―10（住民票上の住所）堺市西区鳳西町２丁25番地１　エクセレント山陽601号
債務者　岡　まどか（旧姓福田）
1　主文　当裁判所が平成29年６月21日午後３時になした破産手続開始決定中、債務者の氏名につき「福田まどか」とあるのを「岡　まどか（旧姓福田）」と更正する。
2　決定年月日　平成29年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部